

平成30年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年 2月12日 (火)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階 (中会議室)
3. 開 会 平成31年 2月12日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	6番 濱崎 伸二
	7番	嶋田 正忠	8番	大淵 一弘	9番 島川 俊昭
	10番	石井 博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	城戸 政治		
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

5番 松野 智子

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域	池上 章	徳永 章
------	------	------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第22号	許可不要転用届について
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第35号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第37号	農用地利用集積計画 (案) の決定について
議案第38号	荒廃農地の非農地判断について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから平成30年度第11回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めまして、おはようございます。

それでは、一言。私、2月8日にある人から蓮華院の梅まつりがありよるから、ちょっとは見に来んか行って案内がありましたもんで行ってきました。そしたら、見事な梅が並んでおりました。その中に盆栽でもいろいろあったんですが、梅も今年は何か暖冬で、ちょっと花が落ちかかっておりました。

ちょうどそのとき、蓮華院の鐘つきが募集をされておまして、6名いいですかということで、人がいっぱいおりましたけど、私もちょっと手を挙げて鐘つきに行ってきました。蓮華院の鐘をロープを引っ張って叩いてきましたけど。そしてお参りをさせてもらいましたけど、ほんとうに今年はいいい年がくるかなと思ったところです。

それから、また話は変わりますけど、去年の年末からまだ現在も続いておられますけど、インフルエンザ。ものすごいですね。私、学校に子供を送っていきますけど、毎日誰か欠席者がおります。ほんとうに用心をしていただきたいと思います。一番の予防法と言うと手洗いだそうですから、手洗いを十分して、頑張っていたきたいと思います。

今日は、30年度第11回の定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。5番、松野委員より欠席の届け出の連絡がっております。したがって、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第22号「許可不要転用届について」、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第37号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第38号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、9番島川委員、10番石井委員をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。1ページです。

事務局

報告第22号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、報告第22号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

1 ページの受付番号7 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、公共用地（道路用地）として取得するものでございます。

なお、許可不要の要件につきましては、農地法第4条第1項第2号及び同法施行規則第25条の規定に基づき、国、または都道府県等が道路、農業用排水施設、その他地域振興上、または農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって、農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合は許可不要となりますので、届け出があつてございます。

申請地につきましては、2 ページから字図等を載せております。

場所は、長洲中学校の北側、現在、ループ橋の工事が行われているところでございます。

以上で、報告第22号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

濱北会長

— ありません — の声有—

ありがとうございます。

なければ、承認したと認め、報告第22号はこれをもちまして終わります。

次に進みます。4 ページです。

事務局

報告第23号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

報告第23号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告します。

大変数が多いんですけど、議案書の4 ページから25 ページ、受付番号は56番から131番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約ということでございます。

濱北会長

簡単ではございますが、以上で、報告第23号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

— ありません — の声有—

濱北会長

ありがとうございました。なければ、報告第23号は終わります。
次に進みます。26ページです。

事務局

議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

それでは、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請
について」次のとおり提出いたします。

議案書の26ページ、受付番号が14番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に
記載のとおりでございます。

申請地は、28、29ページに字図等を載せております。有明成仁病院
の東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1
ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、譲渡人が高齢により管理できないため、
贈与による所有権移転ということでございます。全部効率利用要件に
つきましては、申請人は現在、荒尾市を中心に経営面積4,718.28㎡、
農作業歴30年の経験あり、家族3人で作業を行っております。申請
地には野菜の作付をするということであり、今後も全ての農地を利用
するということでございます。

機械の所有状況ですが、耕耘機2台、噴霧機1台、軽トラック1台
を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で20分程度ということでござ
います。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地は耕作がされ
ておりませんでした。整地を行い、耕作を行っていくということで
ございます。また、周辺の住宅に迷惑をかけないように、作業や農薬
の使用方法に気をつけるとともに、地域の方に協力をしていくとい
うことでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,544.28㎡であり、
下限面積5,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号14番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。補
足説明を農業委員10番の石井委員をお願いいたします。

石井委員

説明いたします。

今まで荒れておったわけですが、今、手入れがされておしま
す。何ら問題ないと思っております。

濱北会長

ありがとうございました。

城戸推進委員

続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。
推進委員の城戸です。

木々なんかも伐採してあって、きれいになっていますね。それで、

濱北会長

贈与による所有権移転ということで、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございました。事務局と担当委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

－ありません の声有－

濱北会長

ありがとうございます。なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号14番については原案どおり決定をいたします。

次に進みます。受付番号15番です。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、受付番号15番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、30ページ、31ページに字図等を載せてあります。場所が長洲町役場東側のほうになります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積8万6,180㎡、農作業歴28年の経験があり、家族4人で作業を行っておられます。申請地には麦の作付をするということで、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台、田植機1台、籾摺機1台を所有、トラクター1台、コンバイン1台をリースにより作業をされておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、これまでも麦の作付が行われており、今後も作付を行っていくということでございます。また、周辺圃場に迷惑をかけないように、耕作や農薬の使用方法に気をつけて作業をするとともに、共同施設の管理、地域活動へ参加をしていくということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は8万6,723㎡、下限面積の5,000㎡を十分超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号15番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお願いをいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。

こちらの場所は、役場近くになります。周辺はもう田畑になっていて、田んぼとして利用されているので、問題なかと思います。

写真のほうはちょっと広いですけど、これは2枚分を1枚に畔をとってしてるみたいなので、実際はもっと狭い広さになります。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員 推進委員の磯川です。

 今、濱崎委員が言われたとおり、別に支障はないと思います。売買による所有権移転で、全然問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

 －ありません　の声有－

濱北会長 なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

 －賛成者挙手－

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号15番については原案どおり決定をいたします。

 次に進みます。32ページです。

 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」次のとおり提出いたします。

 議案書32ページ、受付番号26番から御説明をいたします。

 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

 申請地は34ページ、35ページに字図等を載せています。場所は役場北側となっております。

 申請理由につきましては、太陽光発電施設建設のため、地上権の設定ということでございます。

 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5、6ページをあわせてごらんください。

 申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域、第一種住居地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。

 資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年4月1日着工予定、平成31年12月28日完成予定ということで、適当と判断をしております。

 計画面積の妥当性につきましては、太陽光パネル288枚を設置し、そ

の他は駐車場及び管理用通路ということで、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は土地表面の凹凸を平らにならすだけで設置できるため、土地の切盛工事に係る土砂流出はないということでございます。

また、パネルは地上からの高さも低く、境界から十分離し、かつ一定の間隔をあけて設置するため、日照、通風等での農地への影響を与えることはないということでございます。

その他、給水はなく、雨水については自然浸透という状況でございます。

以上、受付番号26番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番の濱崎です。

申請地の場所は、しまむらとコスモスの間を北のほうに行ったところにあります。周辺は田畑になっていて、こちらに施設を設置するに当たって、北側、申請地よりの上の田んぼに行く進入路も駐車場として通れるようにするという事なので、問題はないかと思えます。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。

続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員

推進員の磯川です。

現場を確認したときにちょっと気づいたんですが、進入路はありますが、最初、この南側の田んぼを通らなんわけですよ。開発するときに。道があるのはあるんですけども、ちょっと狭くて斜めになっておる道で。その近隣の耕作者さんとか、地権者さんには確認はとれているんでしょうか。

一応、その辺を確認してもらわんと、工事関係がちょっとでけんかなというような地域です。

それと、私、地上権の設定というのを初めて何か聞いたような感じもしますが、耕作するときは通ってくださいと言われていたんでしょう。

事務局

地上権は、物権になります。

磯川推進委員

北側から来るにしてもちょっと難しいような場所だったんですよ。現場見たら。通られんことはなかつたことやったばつてん。通常、こっからのルートで耕作されとるばつてん。こういう場合、地上権設定されて、なかなか通れなくなるちゅうなら、耕作されてる方はどうなるのかなと。ちょっと現場で思ったんですよ。そういうちょ

事務局
磯川推進委員

っとしたところですね。その点、約束されとるけん、どうぞっていう形で通られるとは思いますが、今後どうなのかなと思ってですね。
通ってよければ問題はないと思います。

結構こういうところはあると思うとですよ。よその田んぼを通過して耕作されとるちゅうところは。そういう場合もあるので、今後、その辺、何か問題が出てきはせんだろうかなと、ちょっと思いました。

それと、ここ。送電線はどこを通過して。発電された電気は。電柱あたり多分立てられると思うとですよ。敷地内には当然立つとは、自由に立てなはるけんよかと思うばってんが。

事務局
磯川推進委員

載ってないです。

最初は敷地内のは当然。どこか途中で立てんといかんと思うとですよ。

事務局

そこはまた多分九電との設備工事のときに、場所によって相談があるとは思いますが。

磯川推進委員

一応、ちょっと気づいたんで。一応、ちょっと気づいた点を挙げてみました。

事務局

ありがとうございました。

磯川推進委員

これは地目とかはまだ田んぼのまま、地上権設定でされるわけですか。

事務局

終わってからが地目変更です。地目変更は全部ものができ上がってからです。

増岡委員

でき上がってから地目変更。

磯川推進委員

地目変更してからするちゅうわけじゃなかです。

事務局

でき上がったものを見て地目変更なので。現況で地目が決まるので。

濱北会長

ほかになれば、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号26番は原案どおり決定し、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号27番です。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、受付番号27番です。議案書は32ページの下のほうになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、地積面積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、36ページ、37ページに字図等を載せています。場所は六栄保育所東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7、8ページをごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため、使用貸借権の設定ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設、または公益的施設があるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年3月1日着工予定、平成31年9月30日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、周囲をコンクリートブロックにて3段積みし、土砂流出がないようにするということとございます。

その他、給水は町の上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については、道路側溝へ放流ということとございます。

以上、受付番号27番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員9番の島川委員にお願いいたします。

島川委員

9番の島川です。

何も問題はないと思いますけど、よろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。

城戸推進委員

続きまして、担当推進委員の城戸推進委員より御意見を伺います。推進委員の城戸です。

東側は麦をつくってありますけども、コンクリートブロックを3段積みするというので、土砂の流出がありませんので、別に問題はないと思います。皆様の審議のほうをよろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の補足説明がございましたけど、この件について何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません— の声有—

ありがとうございました。なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号27番は、原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。38ページです。

事務局

議案第37号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第37号「農用地利用集積計画（案）」が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、39ページが総括表となり、平成31年の期間ごとの総括になります。

40ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積ということでございます。

詳細につきましては、41ページからになります。賃借権が65件、166筆、15万1,134㎡、期間借地19件、61筆、4万8,600㎡、使用貸借権25件、92筆、7万114㎡となっています。

今回の内容の大半が、第2腹赤圃場整備事業に伴います農地中間管理機構への貸し付けということになってございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第37号は原案どおり決定をいたします。

次に進みます。50ページです。

議案第38号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第38号「荒廃農地の非農地判断について」決定を求めるものです。これは以前から御指摘等もいただいておりますが、荒廃農地の非農地判断等の手続きを進めており、今回、議案として提出させていただくものでございます。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりでございます。

対象地につきましては、今回10件、15筆の合計1万4,011㎡でございます。

荒廃農地の非農地判断については、農地利用状況調査の結果において、B分類として判断された農地に対して非農地通知書を発行するため、判断をいただくものでございます。

なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。

今回の対象地につきましては、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地でございます。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないということになります。

	<p>なお、参考資料の9ページ以降に航空写真等を載せておりますので、現地の状況はこちらにおいて御確認をいただけたらと思います。</p> <p>以上、議案第38号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がありました。この件については何か質問等はございますか。</p>
中嶋委員 事務局	<p>これは案内ば出したところの何割ぐらい許可ばもらっとる。</p> <p>15件に出して、10件。そのうち2件は宛名がわかりませんでした。</p>
中嶋委員 事務局	<p>農業委員会としては、こういうふうにして進めていったほうがよかつかな。</p> <p>県の意向としても、農地として見込めないところは非農地を行っていくと。</p>
土山委員	<p>じゃんじゃんやってくれんですか。まだ大分あるもんね。できるところからすつとよかばってん。できるところから。</p>
濱北会長 事務局	<p>ただ、やっぱり、これ、大分、時間がかかってですね。これだけ取りかかったけん、よかことができたと思うとですよ。</p> <p>農業委員会だけで判断して、もう農地として、農業委員会として見ませんっていうだけなら簡単なんです。土地ば全部あげればいいだけです。</p> <p>ただ、その後、理想としては、地目から変えてあげたい。うちで扱い方が変わるだけなので。そうなったときに、やっぱりいろんな登記簿上とかの中、抵当権とか仮登記とかが入ってないとか、所有者不明とか、そういうものがないところから上げたのが今回なので、実際そういうところからのほうがやりやすいのではないかと。</p>
土山委員 事務局	<p>この分の、今度、荒廃農地ば調べるたい。別にしとかな。</p> <p>これはもう抜きます。一応今からの予定としては、ここで今日御判断いただいた後、この10件の方に非農地通知書をお渡しすると同時に、地目変更登記の申請書まで一緒にお渡しして、年度内に地目が変わればいいかなと思います。</p>
濱北会長	<p>ほかに、今の件について、何か御質問等はないですか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第38号は原案どおり決定をいたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の方から、その他の件についてでもいいですが、質問等はございますか。</p>
土山委員	<p>質問じゃなかばってん、この前7日と8日ぐらいかな。佐賀とかに研修に行けたということで。よかなら内容ばちょっとわかっとる範囲</p>

で聞かせてもらえるならと思ったとですね。せっかくだけん。

今、土山委員からありました。玉名地方協議会って行ってですね、荒尾、玉名の地区の農業委員会の会長と事務局長で先進地研修ということで、佐賀県の鹿島市と長崎県の諫早干拓のほうに研修に行っていました。

ざっくり概要をつかみますと、佐賀県の鹿島市、ここに何で見に行ったかっていうと、一つは、最適化推進委員さんの方たちが地区座談会等を開いて、それぞれのところで実際にどういった土地のやりとり、ニーズを聞きながらという話し合いをなされているということで取り組みをされているということが1点ですね。

それともう一つ、そこが中山間地が非常に多い地域らしくて、ドローンを使った取り組みができないかということで、先ほどの現地確認も含めてそうなんですけど、そういったものもやられているというところで、一応見に行ってお話をお聞きしました。

結果から申しますと、地域の取り組みについては、確かに推進委員さんと農業委員さんが一体となって、その認定農業者の方とまずは顔見知りから入って、実際どういう方がどこを継がれているというような把握をしながら将来的にやっぱりどうしていったほうがいいのかというところの、まだぼっちり決まっているわけじゃないんですけど、そういうところの関係性をつくって、できるだけ地域との話し合いをやっていこうというところの取り組みをされていらっしました。

このあたりについては、うちも何らかの形で、今後それぞれの地域でどういったやり方が一番いいのかなというのはあると思いますので、皆さんと御相談しながら、地元に入っていく話し合いも必要かなというところは感じております。

それと、ドローンについては、なかなか非常に難しいところがあるみたいでして、単純に空撮するのは簡単ですけど、その地目とか、GIS等で地積とあわせて確認するというのは、どうしても非常にお金がかかったりということで難しいということでした。

今後、ドローン技術等も進んでいくので、現地確認に行っても横から見えないところの、上から見らんとわからんというようなところの技術が出てくればということではございました。

それと、諫早ですね。諫早は農業委員ということよりも、中央干拓ですね。あそこが大体今、600町ぐらい中央干拓があるんですけど、1コマが大体6町ありますね。1区画が6町間で。ほんとうにすごいなと思ったんですけど。そういったところで、基本はあそこは米、麦じゃなくて、野菜ですね。野菜関係を契約栽培でつくっていると。まさに国営事業を見せていただきましたけども。そうは言いながらも、今十分張りついてますけど、農業に対しては厳しい面もあるというよう

なお話は何いながら、こちらも大規模圃場で、うちと直接参考になるというところはないんですけど、ただ、今、第2腹赤とかでもあってます圃場を整備していく。それに集約していくということが効率面からしても参考になるところもあるのかなと思いましたが。

また機会があったら、町の農業委員会でもそういったところを見に行くとか、頑張られてる農業委員とか推進委員の方にお話を聞きに行くのはいいのかなというところはありませんでしたので。まずはちょっと簡単ですけど、報告させていただきたいと思います。

濱北会長

ほかに何か御意見ございませんか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、事務局のほうから。

(その他事務局説明)

1. 第2回農地等の利用の最適化推進会議について
2. 下限面積（別段の面積）の設定について
3. 3月開催の第12回定例会の日程変更について

濱北会長

ありがとうございました。それでは、もうほかにないようですので、これもちまして平成30年度第11回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前11時00分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印